

## いわき市「魚食の日」協力店実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、いわき市魚食の推進に関する条例（以下「条例」という。）第10条に基づく魚食の日を実施する事業者等の自主的かつ主体的な取組みを市が支援するため、必要な事項を定める。

### (さかなの日)

第2条 条例第10条に基づく魚食の日は「さかなの日」と読み替えるものとする。

### (事業者等の協力)

第3条 さかなの日に、魚食の推進に関する取組み等を実施する事業者等を「さかなの日協力店（以下協力店という。）」とする。

### (届出)

第4条 協力店となる事業者等は別紙1により届け出るものとする。

### (努力義務)

第5条 協力店は、特段の事情がある場合を除き、さかなの日の取組みを毎月実施するものとする。

### (協力店からの排除)

第6条 市は、協力店及び協力店になろうとする事業者等が、次の各号に該当する場合には、協力店から排除することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行うものと認められる場合
- (6) その他市長が不相当と認める場合

### (経費等の負担)

第7条 市は、協力店が実施する取組みに係る経費又は役務及び取組みに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

### (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、さかなの日の取組みに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。